

長崎県福祉サービス第三者評価結果報告

1. 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

2. 事業者情報

名称：赤木学園	種別：知的障害者入所更生施設
代表者氏名：松本智経	定員（利用人数）： 60 名
所在地： 長崎県佐世保市赤木町549番地 Tel : 0956-24-1011 FAX : 0956-24-1012	

3. 総評

◇特に評価の高い点

① 歴史があり、働きやすい環境を提供

当法人は、社会貢献したいとの思いから、昭和40年、知的障害児施設を開所している。その後、保育園と知的障害者入所更生施設を開所し、現在に至っている。職員の勤続年数も長く、有給がとれやすいなど働きやすい環境づくりを提供している。

② 地域のニーズへの把握

長崎県から委託を受け、地域療育等支援事業（コーディネーターが、地域に住む障がい児や障がい者の自宅を訪問し、相談を受けたり施設入所を斡旋する等の活動）を行っている。この活動により、当施設への入所や短期入所が決まったり、他の施設への斡旋を行う等、在宅で生活している人のサポート役となっている。

◇ 改善を求められる点

①記録の整備

職員は経験が豊富で、一人ひとりの利用者について思いやりがあり、温かい心を持って対応をしている。しかし利用者について検討した内容や、会議録の記録等が不十分であった。話し合いの内容を、記録として残す事で、職員間での共有が可能となる。利用者にとって、より良い支援につなげていく手段の一つであり、記録する事を習慣化し、利用者の支援に役立てる様に取り組むことが望まれる。

②マニュアルの見直し・検討

マニュアルは整備されているが、職員への周知とマニュアルを見直しする方法が確立されていなかった。マニュアルはサービスを実施しなければならない事項をまとめ、その実施方法を定めるために作成するものです。その為には、作成するだけでなく、どの場面でどのマニュアルを使用するかを教育し、さらに、定めたとおりにサービスが提供できたか、さらに、マニュアルが実情に即しているか等の検証を行うことが重要です。定期的に見直し、全職員が統一した支援が出来るような体制づくりが必要であると思われる。

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、初めて第三者評価を受審させていただきました。施設全体の自己評価を行うことにより、職員一人ひとりの意識改革にも繋がり大変良かったと思っております。

今後は現状の評価に留まることのないよう、評価結果を念頭において改善事項に力を注ぎ、随時、見直し・検討していきながら福祉サービスの質の向上に努めてまいります。

5. 各評価項目にかかる第三者評価結果
(別紙)

事業所情報（障害者・児施設）

（平成24年2月29日 現在）

施設名 社会福祉法人つばさ会 赤木学園

1. 基本情報

郵便番号	857-0013		
所在地	長崎県佐世保市赤木町549番地		
TEL	0956-24-1011	ホームページ	
FAX	0956-24-1012	E-mail	
施設までの利 用交通手段	桜木町バス停より車で10分		
開設年月	昭和55年4月1日	開所時間	年中
敷地面積	5,540.00 m ²	建物面積	2,674.95 m ²
経営主体	社会福祉法人 つばさ会	施設長名	松本智経

2. 職員体制（複数の資格取得している場合は、重複計上してください）

専門職	常勤	非常勤
施設長	1	
事務員	3	
生活作業員・作業指導員	18	
看護師	1	
栄養士	1	
調理員	4	
嘱託医		2（嘱託）

3. 施設の理念・方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権の尊重 ・ 快適な生活環境の維持に努める ・ 個性と自主性の尊重 ・ 社会自立能力の開発 ・ 生きがいのある生活 ・ 健康維持管理の強化
--

4. サービス内容

対象地域	佐世保市（三河内・南風崎・針尾・江上地区・下船越・庵浦・野崎・俵ヶ浦・黒島・浅子・旧北松浦郡を除く。その他、家族と協議を行い実施します。）
対象年齢	18歳以上
定員	60名

サービス名	備考
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持の為の適切な支援を行います。
食事	施設入所支援…1日…1, 578円 ※減免認定された方は特定障害者特別給付費が支給になるので負担が少なくなります。 生活介護…昼食…650円 ※減免申請者…230円
休日	営業日…月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日は施設が定める営業日。
地域との交流	敬老の日には利用者と職員が町内の各家庭を訪問し、利用者の手作りプレゼントを贈っている。学園祭では学園を開放し交流を行うと共に、町内の協力を得ている。利用者は町内草刈りにも参加している。地域小学生との交流会も行っている。
保護者会活動	年に一回の奉仕作業。 運動会、学園祭のバザーの実施。

5. 事業所から利用者（希望者）の皆様へ

学園の方針として自立して社会生活を営む事が出来る様に、能力に適する作業指導を行ない自主性の向上に努め、将来、社会復帰への独立自活に必要な知識を養う事を目的とします。

年間行事として、家族遠足やスポーツ大会・小学校との交流会・社会見学旅行・運動会・学園祭・もちつき会・クリスマス会等を行い、家族や地域住民、他の施設を交えて生きがいのある生活を送れるように支援しています。

平成24年4月に完成する施設では、利用者がより快適な生活を送れるように環境整備に努め、自立支援法に基づいた新体系への移行を行います。

6. 施設の公開、実習生、ボランティアの受入について

施設の公開・見学	実習生の受入	ボランティアの受入
施設見学を希望される方には、日時調整を行った上で施設の公開・見学を実施いたします。	実習生は毎年数名受け入れ、職員も交代で指導している。また、実習生は実習が終わった後もボランティアとして、自主的に学園行事等に参加する方も多い。	ボランティアは随時受け入れを行っている。なお、学生ボランティアに関しては学生の方が積極的に利用者との交流を行っている。月に1度の施設での活動及び運動会・学園祭での協力も受け入れています。